

重要なお知らせ

令和6年6月改正の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、「入契法」という。）が令和7年12月12日に全面施行されたことに伴い、「適正な労務費の確保」を図るため、以下のとおり取り扱います。

記

- 1 入契法第12条に基づき、「工事費内訳書に活用できる様式（Excel）」に「**不可欠な経費内訳書**」シートを追加しました。

材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費内訳書

項目・工種・種別・細目	数	単	位	単	価	金	額	備	考
直接工事費計									工事費内訳書の直接工事費計の金額と同額とし金額の記載を省略する。
うち材料費									
うち労務費									
共通仮設費計									工事費内訳書の共通仮設費計の金額と同額とし金額の記載を省略する。
現場常備費									工事費内訳書の現場常備費の金額と同額とし金額の記載を省略する。
うち法定福利費の事業主負担額									
うち建退共制度の掛金									
工事原価計									工事費内訳書の工事原価計の金額と同額とし金額の記載を省略する。
うち安全衛生経費									

※本経費内訳書は、入札公告等で「不可欠な経費内訳書」という。
留意事項： ① 工事費内訳書の金額欄に金額の記載がない箇所は、入札公告等で「不可欠な経費内訳書（本様式）」の提出は不要です。

表紙
不可欠な経費内訳書
工事費内訳書
施工単価表・積算単価算出表(任意提出)

- 2
 - ① 材料費
 - ② 労務費
 - ③ 法定福利費の事業主負担額
 - ④ 建退共制度の掛金
 - ⑤ 安全衛生経費

について、金額の記載がないものは**無効**となります。

- 3 入札公告等
 - 4 入札手続等
 - (8) 工事費内訳書の受付

「電子入札システムを使用して提出する。その際、入札情報サービスの公告文書等で情報提供している「工事費内訳書に活用できる様式」及び「**入契法第12条に基づく工事費内訳書（新様式）**」を原則として利用し提出すること。

4 留意事項

- (1) 原則、新様式「不可欠な経費内訳書」を提出願います。
ただし、必要項目を満たす内容であれば、これに限りません。
- (2) 兵庫県ホームページでは、「入札・契約制度の拡充」をお知らせしていますので、適時ご確認願います。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks03/seidokaisei.html>

このほか、入札公告に添付している各種様式についても、最新のものが今一度確認いただきますよう、よろしくお願いします。